

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 30 年 7 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	港湾調査	2
2	一般統計調査の承認	4
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	5
	(2) 変更	7

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

（1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

（2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

（3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

（4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

（5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

（6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H30.7.4	港湾調査	国土交通省総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	港湾調査
承認年月日	平成30年7月4日
実施機関	国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室
目的	港湾の実態を把握し、港湾統計（基幹統計）を作成するため、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>この調査は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行った際に、明治38年以前における5年もしくは10数年にわたる出入船舶、出入貨物について調査を行ったのが発端で、その後明治39年と明治40年に内務省が再び全国の約700港について港湾調査を行い、その結果を明治42年12月20日に「大日本帝国港湾統計」として内務省土木局の名において公開したのが始まりである。これ以来「港湾統計」は毎年公表されている。調査資料の提出については、当初は訓令によって規定された。その後、昭和4年に資源調査法が公布されて、同法に基づき「港湾資源調査規則」が公布、同年12月1日から施行され、同規則について指定された港湾について毎年調査することになった。また、昭和22年3月26日統計法が公布され、同年5月1日から施行となった際、資源調査法は廃止され、港湾調査はこの根拠法を欠くこととなったが、統計法施行後まもない昭和22年6月19日に指定統計として承認された。運輸省はこの承認によって昭和22年10月1日運輸省令第24号をもって港湾調査規則を公布し、翌年1月1日から施行したが、昭和26年3月10日運輸省令第13号によって抜本的な改正が行われ、港湾調査は、1. 取扱貨物量等の港湾の利用状況調査（毎月又は毎年）と2. 港湾の沿革、自然状況、施設状況等の静態調査（毎年3月末現在）とから成り立つこととなった。</p> <p>その後、調査対象港湾の変更、調査票様式の見直し及び規定の整備が行われたが、静態調査については、港湾法第49条の2に基づく港湾台帳で担保することとなり、昭和55年12月22日運輸省令第44号をもって、これを廃止した。また、調査の合理化を図るため、昭和57年12月27日運輸省令第35号をもって、調査対象港湾の全面見直しを行うとともに、自動車航送の実態をより的確に把握するため航送車輛については車種別台数に基づいて集計を行うこととなった。また、平成5年10月1日運輸省令第30号をもって、貨物形型別コンテナ、シャーシ、その他の調整を加え、平成12年から調査対象港湾の見直しを行うとともに調査票の整理・統合等を行い、平成15年4月から海上貨物通関情報処理システムを利用した税関申告情報の活用を開始した。</p> <p>平成21年4月の統計法全面改正をもって、港湾統計が基幹統計に移行したことを受け、基幹統計調査として位置づけを改め、平成27年1月から報告を求める者の見直しや集計事項の追加、及びオンライン調査の導入等を行うこととなった。</p>
調査票の構成	1－港湾調査（甲種港湾調査票） 2－港湾調査（乙種港湾調査票）
公表	インターネット及び印刷物（月報：調査実施月の翌々月末日、年報：調査実施年の翌年12月末日）
調査票－1	港湾調査（甲種港湾調査票）
対象範囲（地域）	国土交通大臣が指定する都道府県
対象範囲（属性）	国土交通大臣が指定する甲種港湾
客体数／母集団数	161
選定方法	全数
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	毎月末日現在
調査組織	国土交通省－都道府県－調査員－報告者
調査周期	毎月

実施期間又は提出期限	調査実施月翌月 10 日
調査事項	1. 入港船舶、2. 船舶乗降人員、3. 海上出入貨物、4. 本船荷役、5. 泊地及び係船岸
調査票 - 2	港湾調査（乙種港湾調査票）
対象範囲（地域）	国土交通大臣が指定する都道府県
対象範囲（属性）	国土交通大臣が指定する乙種港湾
客体数／母集団数	533
選定方法	全数
配布・収集	調査員・オンライン
把握時	毎年 12 月末日現在の 1 年間
調査組織	国土交通省－都道府県－調査員－報告者
調査周期	1 年
実施期間又は提出期限	調査実施翌年の 1 月末日
調査事項	1. 入港船舶、2. 船舶乗降人員、3. 海上出入貨物

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲(地域)	調査票の様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は調査票の提出期限	備考
国民健康・栄養調査	平成30年7月2日	厚生労働省健康局健康課栄養指導室	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	42,000人	無作為抽出	調査員	1年	毎年10月上旬～11月下旬	
ビッグデータを活用した商業動態統計調査(試験調査:家電大型専門店分野)	平成30年7月2日	経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室	「商業動態統計調査」(基幹統計調査)の丁2調査(家電大型専門店)において、POS等ビッグデータを活用するといった新たな調査方法の採用とその調査事務について実地の検討を行い、「報告者負担の軽減化」、「統計業務の効率化」、「公表の早期化」の他、「景気動向把握の向上に資するための把握内容の詳細化」等の実現可能性などの精査に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	23企業	全数	オンライン	毎日	調査期日(平成27年1月1日～平成30年12月31日の間の毎日)の翌日 期末商品手持額については、調査期日(毎四半期末現在)の翌月15日	
犯罪被害実態(暗数)調査(安全・安心な社会づくりのための基礎調査)	平成30年7月5日	法務省法務総合研究所研究部	刑事司法機関が認知する犯罪件数と実際に発生している犯罪件数の間には、種々の要因のため相違(暗数)があり、刑事司法機関の有する公式統計(認知件数)だけでは、我が国の犯罪発生状況を正確に把握できないことから、暗数を含めた我が国の犯罪被害実態等について調査し、刑事政策上の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	6,000人	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成31年1月上旬～2月中	
医薬品価格調査	平成30年7月5日	厚生労働省医政局経済課	市場実勢価格調査に基づき決定することとされている医療用医薬品の「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(厚生労働省告示)の改定の基礎資料等を得ることを目的とする。	全国	4	8,550事業所 960施設	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年9月中旬～10月下旬 調査月の翌月15日	調査周期が明らかではないこと及び調査結果の正確性の向上等を検討する理由から「1回限り」で承認
労働安全衛生調査	平成30年7月5日	厚生労働省政策統括官付参事官(雇用・賃金福祉統計担当)付賃金福祉統計室	労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的とする。 平成30年に実施する実態調査においては、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とする。	全国	2	14,000事業所 18,000人	無作為抽出	郵送	5年	平成30年11月1日～11月20日	本調査は、5年ローテーションで調査名称や実施目的等を変更して実施されているもの。 今回の承認は、「実態調査①」
特定保険医療材料価格調査(変更前の名称:特定保険医療材料・再生医療等製品価格調査)	平成30年7月13日	厚生労働省医政局経済課	健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料の購入価格(材料価格基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	2,270施設 7,550事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成30年9月中旬～10月下旬	調査結果の正確性の向上、報告者に負担を増加させる必要性について、妥当性や合理性等を検証・検討する理由から「1回限り」で承認

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	廃棄物に関する県民アンケート調査	平成30年7月3日	鳥取県生活環境部 循環型社会推進課	廃棄物処理法に基づき鳥取県廃棄物処理計画を策定するに当たり、ごみに関する県民の問題意識、課題等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	918人	全数	オンライン	1回限り	平成30年7月30日～ 8月10日
	廃棄物に関する事業者アンケート調査	平成30年7月3日	鳥取県生活環境部 循環型社会推進課	廃棄物処理法に基づき鳥取県廃棄物処理計画を策定するに当たり、廃棄物処理に関する事業者の問題意識、課題等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	1	174事業所	全数	郵送	1回限り	平成30年7月30日～ 8月10日
	物流に関する交通需要マネジメント関連調査	平成30年7月4日	東京都オリンピック・ パラリンピック準備局 大会施設部輸送課	東京2020大会の開催に当たり、物流に焦点を当て、大会輸送による影響の可能性を把握し、物流の観点から実現可能性の高い交通需要マネジメント施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	東京23区	1	160事業所	無作為抽出	調査員 郵送	不定期 (原則1 年)	平成30年7月16日～ 10月1日
	市町村における住民の転入・転出理由に関するアンケート調査	平成30年7月6日	茨城県政策企画部 統計課	茨城県内の市町村における住民の転入・転出に係る理由を把握し、県及び市町村が実施する各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	茨城県内の市町村(市町村側で同様の調査を行っている等の理由により本調査に協力不可と回答する市町村を除く)	1	調査期間中に 転入もしくは転 出する者と同じ	全数	窓口配布・ 回収	1回限り	平成30年9月1日～ 9月30日
	平成30年度「市制モニターアンケート」(成年後見制度について)	平成30年7月12日	北九州市保健福祉 局地域福祉部長寿 社会対策課	平成28年4月に成立した成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する内容を定めた「(仮称)北九州市成年後見制度利用促進計画」を平成30年度中に策定するに当たり参考とするため、成年後見制度に関する市民の意見や要望を調査することを目的とする。	北九州市全域	1	150人	全数	郵送 オンライン	1回限り	平成30年8月15日～ 8月30日
	静岡県鉱工業生産動態調査	平成30年7月17日	静岡県経営管理部I CT推進局統計調査 課	静岡県内の事業所における活動内容及び活動状況等を把握し、静岡県の産業政策に関する基礎資料を得ることを目的とする。	静岡県全域	1	49事業所	有意抽出	郵送 オンライン	毎月 (オンライ ン調査は 平成30年 7月調査 以降)	翌月の10日
	岡山市の経済構造に関するアンケート調査	平成30年7月17日	岡山市産業観光局 商工観光部産業政 策課	岡山市の平成27年版産業連関表を作成するための基礎資料の収集を得ることを目的とする。	岡山市全域	9	10,000事業所	有意抽出	調査員 郵送	1回限り	平成30年9月上旬～ 9月下旬
	平成30年度事業所等における受動喫煙防止に関する調査	平成30年7月24日	秋田県健康福祉部 健康づくり推進課	秋田県内の事業所等における取組状況と受動喫煙防止対策についての意見について把握し、今後の受動喫煙防止対策の参考資料とすることを目的とする。	秋田県全域	1	1,000企業・ 事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成30年9月上旬～ 9月21日
	千葉県財政収支調査	平成30年7月24日	千葉県総合企画部 統計課 千葉県総合政策局 総合政策部政策企 画課統計室	千葉県内に事業所が所在する政府関係機関及び公的企業等の財務状況を把握し、千葉県県民経済計算及び千葉市市民経済計算作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	115	全数	郵送 オンライン	1年	毎年8月中旬～10月末

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	岩手県子どもの生活実態調査	平成30年7月25日	岩手県保健福祉部 子ども子育て支援課	岩手県における子どもの生活実態調査、保護者の就業・収入状況、子育て支援施策の利用動向について調査を実施し、実態を踏まえた具体的な支援施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	岩手県全域	4	54,006人	全数	学校配布・回収	1回限り	平成30年8月20日～ 8月31日
	平成30年度大学生の食生活等生活習慣調査	平成30年7月30日	愛知県健康福祉部 保健医療局健康対策課	環境が大きく変化した生活が不規則になりがちな大学生を対象として食生活等の状況調査を実施し、その結果から課題を分析し、学生が自ら自分に見合った食事の摂り方や健康的な生活習慣が実践できるよう一層の働きかけを行い生活習慣病予防対策の一助とすることを目的とする。	愛知県内の、 一宮保健所、 瀬戸保健所、 春日井保健所、 衣浦東部保健所、 豊川保健所の管内に所在する大学(各保健所管内に1大学)	1	1,500人	無作為抽出	保健所の担当者	1回限り	平成30年9月3日～ 10月31日
	神戸市ひとり親家庭等実態調査	平成30年7月31日	神戸市子ども家庭局 こども企画育成部 こども家庭支援課	ひとり親家庭等の生活実態や福祉行政に関する意見を把握し、ひとり親家庭等に対する施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	神戸市全域	3	8,660世帯	全数 無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年8月1日～ 8月31日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査	平成30年7月3日	鳥取県地域振興部 スポーツ課	鳥取県民の運動・スポーツに関する活動の実態や意識・要望を調査し、運動・スポーツに関する県民の実情を総合的に把握し、今後の鳥取県生涯スポーツの推進施策の基礎資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	1	1,500人	無作為抽出	郵送	おおむね 5年	平成30年7月17日～ 8月21日
	埼玉県就労実態調査	平成30年7月4日	埼玉県産業労働部 雇用労働課	埼玉県内の事業所を対象に、労働条件や職場の労働環境などを調査し、労働者の就労状況を把握するとともに、今後の県の労働施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	埼玉県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月上旬～9月上旬
	神戸市内景況・雇用動向調査	平成30年7月4日	神戸市経済観光局 経済部経済政策課	本調査によって、具体的施策や事業について意見を求めるほか、市民生活に関する意識を神戸市の事業や施策を実施していく上での参考とすることを目的とする。	神戸市全域	1	1,000企業	有意抽出	郵送	半年	平成30年7月27日～ 8月10日
	宮城県産業廃棄物等実態調査	平成30年7月9日	宮城県環境生活部 循環型社会推進課	宮城県内における産業廃棄物の発生量・処理量に関する現状を把握し、平成17年度から導入した産業廃棄物税の効果の検証と、平成28年3月に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)の進捗状況及び産業廃棄物等に関する県の関連施策の実施状況の確認及び見直しに係る基礎資料の収集を行うことを目的とする。	宮城県全域	2	10,000事業所	全数 無作為抽出	郵送 オンライン	5年	平成30年8月上旬～ 9月下旬
	福井県勤労者就業環境基礎調査	平成30年7月11日	福井県産業労働部 労働政策課	福井県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを得ることを目的とする。	福井県全域	1	843事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年7月下旬～ 9月下旬
	事業者防災対策アンケート調査	平成30年7月11日	高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課	高知県において、南海トラフ地震対策行動計画にて平成30年度末に従業員50名以上の事業者の事業継続計画(BCP)策定率を60%以上とする目標を掲げていることを踏まえ、現在の事業者の防災対策・事業継続計画の策定状況を把握し、今後の事業者の防災を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	1,000事業所	有意抽出	郵送	3年	平成30年8月1日～ 8月30日
	県民世論調査	平成30年7月11日	高知県総務部広報 広聴課	高知県民のニーズ・意識等を把握し、県政運営の基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月初旬～8月 末日
	労働条件等実態調査	平成30年7月11日	宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課	宮崎県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	宮崎県全域	1	1,200事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月下旬～9月 末日 ※ただし、9月末日が休日に当たる場合は、直前の開庁日までの実施とする。
	鳥取県ひとり親家庭等実態調査	平成30年7月12日	鳥取県福祉保健部 子育て王国推進局	鳥取県内に在住する母子、父子世帯及び寡婦等の実態等を多角的に把握・分析し、今後の支援策の充実に向けた基礎資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	3	6,210世帯	全数	郵送 職員	5年	平成30年8月1日～ 9月30日
	職場環境調査	平成30年7月13日	奈良県産業・雇用振興部 雇用政策課	奈良県内事業所における職場環境の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月1日～8月 末日
	熊本県労働条件等実態調査	平成30年7月13日	熊本県商工観光労働部 商工労働局労働雇用創生課	熊本県内の事業所に雇用されている労働者の賃金・労働時間その他の労働条件を把握し、労働行政の基礎資料にするとともに、調査結果を労使関係者・労働関係機関に提供することにより健全な労使関係の推進に役立てることを目的とする。	熊本県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月下旬～9月 下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	男女が共に支える社会に関する意識調査	平成30年7月17日	岩手県環境生活部 若者女性協働推進室	男女共同参画社会の実現に向けて課題となるテーマについて調査を行い、現状の県民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、今後の男女共同参画施策の基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成30年10月上旬～下旬
	青少年の健全育成に関する意識調査	平成30年7月17日	岩手県環境生活部 若者女性協働推進室	青少年の生活や考え方などの実態を調査することにより、現状の岩手県民意識と青少年行政に対するニーズを把握し、青少年健全育成施策の決定及び今後の施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。	岩手県全域	3	2,500人	無作為抽出	郵送	3年	平成30年10月上旬～下旬
	廃棄物実態調査	平成30年7月17日	群馬県環境森林部 廃棄物・リサイクル課	群馬県内の廃棄物の発生、処理、処分等の状況を把握し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定されている廃棄物処理計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	群馬県全域	1	5,000事業者	全数 無作為抽出	郵送	4年	平成30年9月末頃
	鳥取県職場環境等実態調査	平成30年7月17日	鳥取県商工労働部 雇用人材局とっとり 働き方改革推進センター	鳥取県内事業所を対象として、職場環境に関わる各種制度の実態を把握し、今後の労政福祉施策の基礎資料を得ることを目的とする。	鳥取県全域	3	1,500事業所	無作為抽出	郵送	3年	平成30年9月7日～10月5日
	大阪府景気観測調査	平成30年7月20日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	四半期ごとの大阪府内の民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	大阪府全域	1	6,500事業所	無作為抽出	郵送	四半期	5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬
	市町村民経済計算作成のための基礎資料収集調査	平成30年7月23日	宮城県震災復興・企画部統計課	宮城県内市町村の事業所の経済活動を把握し、市町村民経済計算作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	宮城県全域	11	86事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年9月～10月
	中小企業景況調査	平成30年7月24日	愛知県産業労働部 産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域	4	2,000企業	無作為抽出	郵送 FAX	四半期	5月末日、8月末日、11月末日及び2月末日のそれぞれ3日前頃から10日間
	三重県内事業所労働条件等実態調査	平成30年7月27日	三重県雇用経済部 雇用対策課	三重県内の企業のうち調査対象とする規模の事業所における福利厚生・休暇制度を始め労働条件や職場における労働環境を調査し、事業所に提供することにより、労使間における労働問題の解決への支援とするとともに、勤労福祉行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月末日～9月末日
	大阪府 食品ロス削減の取組状況等に関するアンケート調査	平成30年7月27日	大阪府環境農林水産部流通対策室	大阪府内の食料品製造業における食品ロス削減に向けた取組状況等を把握することにより、食品ロス削減施策の立案について検討するための基礎資料を作成することを目的とする。	大阪府全域	1	600事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成30年7月下旬～8月中旬
	県民経済計算・市民経済計算作成のための基礎資料収集調査	平成30年7月30日	宮城県震災復興・企画部統計課 仙台市市民局生活安全安心部広聴統計課	宮城県内及び仙台市内事業所の経済活動を把握し、県民経済計算・市民経済計算推計の基礎資料を得ることを目的とする。	全国	55	238事業所	有意抽出	郵送 オンライン	1年	毎年10月1日～10月末日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。